

改正

平成25年12月18日条例第63号

平成26年7月2日条例第46号

平成29年9月15日条例第49号

令和元年9月13日条例第81号

旭川市スキー場条例

(設置)

第1条 本市は、市民の心身の健全な発達及びスポーツの振興を図るため、スキー場を設置する。

(名称及び位置)

第2条 スキー場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
カムイスキーリンクス	旭川市神居町西丘

(施設)

第3条 スキー場は、ゲレンデ、スキーリフト（ゴンドラリフト及びリフトをいう。以下同じ。）及びセンターハウスを有する。

(使用時間等)

第4条 スキー場の使用時間及び使用期間は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたとき、又は第6条第1項に規定する指定管理者が必要と認めた場合であって、あらかじめ市長の承認を受けたときは、使用時間及び使用期間を臨時に変更することができる。

(1) 使用時間 午前9時から午後5時（スキーリフトにあつては、午後4時）まで

(2) 使用期間 12月1日から翌年の3月31日まで

(専用使用の期間の制限)

第5条 2人以上の者がゲレンデ又はセンターハウスを独占的に使用する場合（以下「専用使用」という。）においてこれらの施設を引き続き使用できる期間は、7日以内とする。ただし、次条第1項に規定する指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第6条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者

(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)にスキー場の管理を行わせるものとする。

2 指定管理者が行う管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条に規定する施設の使用の承認等に関すること。
- (2) スキー場の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定める業務

(公募によらない指定管理者の指定)

第6条の2 市長は、指定管理者の指定をしようとするときは、旭川市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年旭川市条例第29号。以下「指定条例」という。)第2条第1項の規定にかかわらず、公募することなく、特定のものを指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、前項の規定により特定のものを指定管理者に指定しようとするときは、あらかじめ、当該特定のものに対し、指定条例第3条に規定する申請書及び事業計画書その他規則で定める書類の提出を求めるものとする。

(使用の承認等)

第7条 第3条に規定する施設(ゲレンデ及びセンターハウスにあつては、専用使用に限る。)を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認された事項を取り消し、又は変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、スキー場の管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認をせず、又は既に与えた承認を取り消し、若しくは使用を停止することができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある団体の利益になると認めるとき。
- (3) その他指定管理者が使用を不相当と認めるとき。

(利用料金の納入)

第8条 前条第1項の規定により使用の承認を受けた者は、利用料金を指定管理者に納入しなければならない。

(利用料金の設定基準等)

第9条 前条の利用料金は、別表に規定する利用料金設定基準により、指定管理者が定める。

2 指定管理者は、利用料金の額、納入方法、減免等について定め、又はこれらを変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定により承認をしたときは、その内容について速やかに告示するものとする。

(使用者の義務)

第10条 スキー場を使用する者は、スキー場の使用を終えたとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の承認を取り消されたときは、直ちに使用前の状態に復さなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年12月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第9条の規定による利用料金の設定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。

附 則 (平成25年12月18日条例第63号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年7月2日条例第46号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の旭川市スキー場条例別表の規定は、平成26年12月1日(第4条ただし書の規定により使用期間の初日を変更したときは、当該変更後の使用期間の初日)以後の使用に係る利用料金について適用する。

附 則 (平成29年9月15日条例第49号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年9月13日条例第81号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の旭川市スキー場条例(以下「改正後の条例」という。)別表の規定は、令和元年12月1日(改正後の条例第4条ただし書の規定により使用期間の初日を変更したときは、当該変更後の使用期間の初日)以後の使用に係る利用料金について適用する。

- 3 この条例の施行の日前に承認された使用に係る利用料金については、前項及び改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第9条関係）

利用料金設定基準

- 1 利用料金は、次に規定する額の範囲内となるように設定しなければならない。

区分		単位	金額	
スキーリフト	個人		円	
		小学生	1回(リフト)	200
			1回(ゴンドラリフト)	400
			回数券(リフト12回分)	1,400
			4時間	1,600
			1日	1,800
			1期間	24,000
		60歳以上の者	1回(リフト)	400
			1回(ゴンドラリフト)	1,000
			回数券(リフト12回分)	2,700
			4時間	2,900
			1日	3,200
			1期間	52,000
		上記以外の者	1回(リフト)	400
			1回(ゴンドラリフト)	1,000
			回数券(リフト12回分)	3,100
			4時間	3,300
			1日	3,800
1期間	60,000			

備考

- 1 スキーリフトの使用において、小学校入学前の者は、無料とする。
- 2 「1回」とは、リフト又はゴンドラリフトの片道の使用をいう。
- 3 回数券は、3回分でゴンドラリフトを1回使用することができる。

- 4 「4時間」とは、第4条第1号に規定する使用時間（スキーリフトを使用することができる時間に限る。）のうち連続した4時間をいう。
- 5 「1期間」とは、スキーリフトを使用した日からその日の属する年度の使用期間の末日までをいう。
- 6 ゲレンデ及びセンターハウスの使用は、無料とする。